

◎新潟県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年6月18日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
特別養護老人ホーム新発田まごころの里	新潟県新発田市 下小中山1107番地	社会福祉法人真心福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年2月 26日	令和3年3月 31日